



栃木県公報

平成28年
5月13日(金)
第2782号

目次

告示

- 自衛官候補生の募集期間..... 491
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 491
- 軽油引取税免税証の無効..... 492
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定..... 492
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定..... 493
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 493
- 児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止..... 494
- 土地改良区定款変更の認可..... 494
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 494
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 495

公告

- 平成28年度製菓衛生師試験の実施..... 495
- 平成28年度調理師試験の実施..... 497
- 平成28年度栃木県農業大学校入学試験の実施..... 499
- 土地区画整理組合理事の就任..... 501

教育委員会

- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 502

人事委員会

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 502

告示

栃木県告示第263号

平成28年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年 5月13日

栃木県知事 福田 富一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生（男子）	平成28年 5月16日（月）～同年 6月22日（水）

栃木県告示第264号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 5月13日

栃木県知事 福田 富一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生(男子)	平成28年6月25日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成28年6月26日(日)		

(市町村課)

栃木県告示第265号

次の軽油引取税免税証は、平成28年4月25日から無効とした。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200㍑券	農業	A0730108158 ～ A0730108160	3枚	H28.1.1 ～ H28.12.31	市貝町 (有)明才地	栃木県 真岡県税事務所	紛失
20㍑券	農業	A0430035211	1枚	H28.1.1 ～ H28.12.31	市貝町 (有)明才地	栃木県 真岡県税事務所	紛失

(税務課)

栃木県告示第266号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人よこやま内科小児科クリニック	栃木市箱森町38-70	医療法人よこやま内科小児科クリニック	平成27年1月1日
おおはしアイクリニック	日光市今市1124	大橋 由枝	平成27年1月1日
中津川歯科クリニック	高根沢町大字宝積寺2388-3	医療法人中津川会	平成28年3月18日
さいとうクリニック	那須塩原市西幸町7-13	医療法人修心会	平成28年3月24日
柏瀬眼科	足利市相生町386-1	柏瀬 光寿	平成28年3月24日

2 薬局

名称	所在地	開設者名	指定年月日
はやぶさ薬局	足利市堀込町1659-2	株式会社メディケーションズ・ファルコン	平成28年3月24日
ピノキオ薬局たかせ店	大田原市新富町2-1-21-4	株式会社ピノキオ薬局	平成28年4月1日

3 指定訪問看護事業者

名称	所在地	開設者名	指定年月日
----	-----	------	-------

さくら訪問看護ステーション	大田原市下石上1453	医療法人社団亮仁会	平成28年3月30日
---------------	-------------	-----------	------------

栃木県告示第267号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
鈴木歯科医院	足利市朝倉町3-15-6	鈴木 悦雄	平成28年2月29日
金子内科医院	栃木市吹上町1642-1	金子 明弘	平成28年3月14日
鹿沼病院	鹿沼市千渡1585-2	医療法人清和会	平成28年3月28日
さつきホームクリニック	宇都宮市京町11-18小山ビル201	月永 洋介	平成28年4月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
ふきあげ薬局	栃木市吹上町1642-21	株式会社リーフ	平成28年3月16日
はやぶさ薬局	足利市堀込町1659-2	株式会社メディケーションズ・ファルコン	平成28年3月24日
ピノキオ薬局たかせ店	大田原市新富町2-1-21-4	株式会社ピノキオ薬局	平成28年4月1日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションゆうすい	塩谷町大字玉生570-1	医療法人社団たかはら会	平成28年3月1日

(健康増進課)

栃木県告示第268号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950100347	ドリームキッズアカデミー 宇都宮	宇都宮市下荒針町3567-14-3 コーポ田村No.11	日本療育株式会社	芳賀町芳志戸2645-1	平成28年5月1日	放課後等デイサービス

0950600114	じゃんぷ日光	日光市森友 1585-31	株式会社JSD	東京都中央区銀座四丁目10-1 銀座AZAビル 5階	平成28年 5月1日	放課後等デイサービス
0951300086	放課後等デイサービススマイルハート	那須塩原市西三島3-183-145	株式会社愛夢	那須塩原市西三島6-147-44	平成28年 5月1日	放課後等デイサービス
0951000108	ラビットクラブ	大田原市実取 804-98	一般社団法人グリーン環境サービス	那須塩原市一区町105-89	平成28年 5月1日	放課後等デイサービス
0950900076	こどもサークル真岡プラス	真岡市荒町2166 渡辺ビル203号室	株式会社サシノバルテ	茨城県桜川市真壁町飯塚1006-2	平成28年 5月1日	放課後等デイサービス
0950300145	こども発達センターさくら	栃木市平柳町1-10-16 昭和堂2階	特定非営利活動法人CCV	鹿沼市茂呂1997-2	平成28年 5月1日	児童発達支援放課後等デイサービス
0950000018	さんきゅー	那須塩原市錦町15-3 ラ・フォンテーヌ1階	株式会社K・O・B	那須塩原市豊浦12-137	平成28年 5月1日	放課後等デイサービス

栃木県告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0951300037	ういるサポートハウスくれよん	那須塩原市五軒町116-16	特定非営利活動法人ワークーズコープ	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル	平成28年 3月31日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
黒羽土地改良区	平成28年4月19日
小山市美田中部土地改良区	平成28年4月21日

栃木県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
那須野ヶ原土地改良区連合	平成28年4月22日

(農地整備課)

栃木県告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人ベターリビング
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	(新規)	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号地

- 変更年月日
平成28年4月20日

(建築課)

公 告

○平成28年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

- 試験の日時
平成28年8月3日（水）午前9時30分から正午まで
- 試験の場所
宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)
- 試験科目
(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学
(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)
- 受験資格
次のいずれかに該当する者
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げ

る者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

- (3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したことは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

(1) 4(1)及び(2)による者

ア 最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

- (3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した平成27年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

- (1) 受付期間
平成28年6月15日(水)から同月17日(金)まで(提出先必着)
午前8時30分から午後5時15分まで
原則として、郵送では受け付けない。
- (2) 提出先
ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課
- 7 受験通知
受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。
- 8 試験結果の発表
平成28年9月7日(水)午前10時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。
また、合格者には、合格証書を郵送する。
なお、電話による問い合わせには、一切応じない。
- 9 受験手数料
9,400円
栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)
- 10 試験結果の簡易開示
受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。
開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

○平成28年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験の日時
平成28年8月3日(水)午前9時30分から正午まで
- 2 試験の場所
宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)
- 3 試験科目
(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論
(6) 食文化概論
- 4 受験資格
次に掲げる学歴及び職歴を有する者
(1) 学歴(次のいずれかに該当する者)
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
エ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項各号に規定する者
なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。
(2) 職歴
次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業の許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備付けのものを使用すること。

(1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

(2) 学歴を証明する書類

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(5) その他

栃木県が実施した平成27年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

平成28年6月15日（水）から同月17日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成28年9月7日（水）午前10時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

（生活衛生課）

○平成28年度栃木県農業大学校入学試験の実施

栃木県農業大学校本科の一般入学試験及び推薦入学試験を実施するので、栃木県農業大学校規則（昭和59年栃木県規則第74号）第9条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富 一

1 募集人数及び修業年限

学 科	募 集 人 数	修 業 年 限
農 業 経 営 学 科	25名	2 年
園 芸 経 営 学 科	40名	
畜 産 経 営 学 科	15名	

（注）1 園芸経営学科に野菜専攻、花き専攻及び果樹専攻を置く。

1 推薦入学及び一般入学の募集人数は、各学科の募集人数のそれぞれ7割程度及び3割程度とする。

2 受験資格

(1) 推薦入学試験

次の条件をすべて満たし、在学する高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を得た者

ア 高等学校又は中等教育学校（志望する者が県外に居住する場合には、県内の高等学校に限る。）
を平成29年3月卒業見込みの者

イ 学業成績が優秀で、品行方正、健康な者

ウ 卒業後、県内において農業に従事する（雇用就農を含む）意思を有する者

エ 当該学科を志望する動機、理由が明白である者

(2) 一般入学試験

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成29年3月卒業見込みの者

イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成29年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者及び平成29年3月31日までにこれに該当する見込みの者

3 出願手続

(1) 出願期間

試験区分		出願期間
推薦入学試験		平成28年9月1日(木)～同月15日(木) 必着
一般入学試験	前期	平成28年11月21日(月)～同年12月2日(金) 必着
	後期	平成29年2月1日(水)～同月10日(金) 必着

(注) 1 土曜日、日曜日及び祝日は、願書の受付を行わない。

2 入学願書には、第1志望以外の学科又は専攻の希望がある場合は、第2志望を必ず明記すること。試験の結果によって、第2志望の学科又は専攻への入学を認める場合がある。

(2) 出願方法

出願者は、出願書類等を学生募集要項に添付の封筒により直接持参するか、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、簡易書留とすること。

(3) 出願書類等

出願書類	推薦入学試験	一般入学試験	備考
入学願書	◎	◎	入学試験料4,400円分の栃木県収入証紙を貼付すること。
受験票	◎	◎	
出身学校の発行する調査書又は成績証明書	○	○	推薦入学試験の場合は、最終学年の1学期まで記載すること。 一般入学試験の出願者が高等学校又は中等教育学校の在学者の場合には、前期の試験にあっては最終学年の1学期まで、後期の試験にあっては最終学年の2学期まで記載すること。 指導要録の保存期間終了等の事情により調査書又は成績証明書が得られない者は、「卒業証明書」に加え「発行できない旨を証する書面」を提出すること。
受験資格を証する書類	-	○	2(2)イ又はウに該当する者のみ提出すること。
家族及び農業経営概況調書	◎	◎	経営の特色・将来の目標については具体的かつ詳細に記入すること。
写真2枚 (うち1枚は受験票に貼ること。)	○	○	出願前3か月以内に無帽で上半身を正面から撮影したもので、縦4cm、横3cmのものとすること。 裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
推薦書	◎	-	在学する高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を得ること。
受験票返送用封筒	◎	◎	82円切手を貼付し、本人の宛名を記入すること。

(注) 提出書類のうち、◎印は本校指定用紙を使用すること。

(4) 入学試験料

4,400円

(5) 出願先

〒321-3233 宇都宮市上籠谷町1145-1

栃木県農業大学校 事務部学生課 電話：028-667-0711 (代表)

(6) 受験票の送付

受験票は、出願期間終了後、出願者に送付する。試験日の3日前までに受験票が到着しない場合は、本校事務部学生課まで申し出ること。

4 実施期日

試験区分	実施期日	備考
推薦入学試験	平成28年10月28日(金)	試験時間割は受験票裏面参照
一般入学試験	前期 平成29年1月10日(火)	
	後期 平成29年2月24日(金)	

5 実施場所

宇都宮市上籠谷町1145-1 栃木県農業大学校

6 試験方法及び試験科目

試験方法及び試験科目	試験区分	推薦入学試験	一般入学試験
	筆記試験	小論文	○
国語総合		-	○
数学I		-	○
面接試験		○	○

7 合格発表

試験区分	期日	備考
推薦入学試験	平成28年11月14日(月)	午後1時に栃木県農業大学校内掲示板及び本校ホームページの「新着情報」(http://www.pref.tochigi.lg.jp/g63/index.html)に合格者の受験番号を掲示する。
一般入学試験	前期 平成29年1月27日(金)	
	後期 平成29年3月1日(水)	

(注) 1 合格者に対しては、合格通知及び入学手続に関する書類を郵送する。

2 可否についての電話等による問合せには一切応じない。

8 試験結果の簡易開示

一般入学試験の筆記試験の科目別得点については、口頭で開示請求をすることができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票を持参の上、各合格発表の日から1か月以内に栃木県農業大学校に来校すること。なお、電話、ハガキ等による開示請求は一切受け付けない。

9 その他

(1) 学生寮

第1学年においては、全寮制により1年間寮教育を実施する。

(2) 授業料等(参考:平成28年度)

- ア 入学金 5,650円
- イ 授業料(年額) 124,800円
- ウ その他 寮雑費、教材費、派遣実習費等

(経営技術課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年5月13日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
真岡市中郷・萩田 土地区画整理組合	金子 洋	真岡市中郷146番地	平成28年4月25日
	金田 誠一	真岡市熊倉町942番地1	
	金田 利夫	真岡市熊倉町924番地1	
	川又 悟	真岡市中郷10番地	
	櫻井 勝雄	真岡市熊倉町910番地1	
	芝野 守	真岡市中郷198番地7	
	高木 正夫	真岡市熊倉町931番地	
	仁平 謹三	真岡市中郷225番地2	
	菱沼 和夫	真岡市中郷232番地14	
森田 正道	真岡市中郷273番地2		

(都市計画課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第十四号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月十三日

栃木県教育委員会教育長 守田 貞夫

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月十三日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十五の備考中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関

する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

註 記

この表は、以下のとおりである。
